

閱覽用

令和8年3月25日

第3回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和 8 年 第 3 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 25 日（水曜日）午前 10 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 3 階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 6 名 合計 15 名）

農業委員 1	小笠原 良 一	農業委員 2	角 田 真由美
農業委員 3	鎌 田 美智雄	農業委員 4	菅 野 正 信
農業委員 5	佐 藤 富 男	農業委員 6	庄 司 貞 良
農業委員 7	鈴 木 勉	農業委員 8	松 井 誠 子
農業委員 9	長 山 清 市		
推進委員 1	坂 口 久 雄	推進委員 2	鈴 木 利 弘
推進委員 3	高 橋 卓 也	推進委員 4	長 山 務
推進委員 5	長 山 恵	推進委員 6	橋 本 康 範

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局次長	佐 藤 義 則	事務局係長	半 澤 壮 都
事務局主事	阿 部 智 也	中間管理事業マネージャー	大 宮 廣 昭
事務局員	佐 藤 香 織		

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

第 4 号議案 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

○日程第 4 報告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

報告第 2 号 農地現状変更届について

報告第 3 号 令和 7 年度農地利用意向調査結果について

報告第 4 号 令和 8 年度大河原町農業(労働・作業)標準料金表について

○日程第 5 協議事項

協議第 1 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5. 会議概要

午前 9 時 56 分 開会

○事務局次長 はい、皆さんおはようございます。(「おはようございます。」の声あり。)

本日事務局長の高橋がお休みを頂いておりますので、本日の進行はわたくし佐藤が務めさせていただきます事をご報告致します。お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和 8 年第 3 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会 長 はい。今コロナ禍も大分進んでいる事から、着座にて挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

3 月下旬そして 4 月に近づくにつれ、農作業の方も大変忙しくなってくると思うので、体調の方に一つ十分注意してやって頂きたいと思います。

それからいよいよ来月からタブレットの使用という事で、今日は会議が終わりましたらタブレットの練習ですか？それをやって行く様にしたいと思います。

そしてお祝いという事で、この大河原町でも長山務君が法人を設立しましたので、一つこれから頑張ってやって頂きたいと思います。

それでは早速ですけども議事に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議 長 本日は全員出席という事でございますので、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会が成立している事をまずご報告致します。

それでは日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、1 番の小笠原良一委員と 2 番の角田真由美委員にお願い致します。よろしく申し上げます。

次に日程第 2「会期の決定」でございますけれども、会期は本日 1 日でよろしいでしょうか？お諮り致します。(「はい。」の声あり。)

はい。異議なしという事でございますので、本日 1 日と決定させていただきます。

続きまして日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 4 号、そして報告事項及び協議事項となっておりますので、よろしくお願い致します。それでは第 1

号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・西部地区。申請地と致しましては字東。地目台帳及び現況が田。面積が1,020㎡となっております。その外2筆ございまして、合計田3筆、面積が3,054㎡です。理由と致しましては、貸借人相手方要望により賃借する。賃借人当該農地を借受け農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては賃借権設定です。対価総額は180kg、10アール当たり58.93kg。契約期間と致しましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日となっております。賃借人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、着座でよろしいでしょうか？

○議長 はい、どうぞ着座をお願いします。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。賃借人は積極的に農業に携わっており、今後の期待されますので、皆様のご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、鎌田委員。

○鎌田美智雄委員 はい、これは再設定ですよ？違いますか？

○議長 はい、事務局。

○農地管理事業マネージャー はい。再設定ですが、未相続で今まで契約出来ませんでした。相続が終わったので、3条の物納で契約する事になりました。以上です。

○議長 はい、そういう事なので鎌田委員よろしいですか？

○鎌田美智雄委員 はい、大丈夫です。

○議長 はい、その他ございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、無い様ですので、これから採決を致します。第1号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、新寺字東。地目台

帳が畑、現況が雑種地となっております。面積が524㎡です。申請理由と致しましては、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該土地を借り受け、駐車場として利用する。権利の設定と致しましては賃借権設定です。施設概要と致しましては駐車場15台。工事期間が平成20年3月20日から平成20年3月31日まで。農地区分は第2種農地です。備考と致しまして、工事の事前着手がありましたので、理由書の提出がございます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、着座にて説明します。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はフジサイ工建株式会社の隣で、理由書が提出されており、平成20年3月頃に無断転用で農地を駐車場に造成し、現在に至っており、土地の流失や崩壊、その他災害を発生させる恐れはないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。無断転用案件ですが、理由書を提出し反省していますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。無い様ですので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しましては、字新東。地目台帳及び現況が田。面積が358㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利の設定としましては所有権移転です。施設概要が居宅建築174.71㎡、車庫47.19㎡。工事期間と致しましては、許可後から令和8年9月30日までとなっております。農地区分は第3種農地です。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原中学校グラウンド北側の住宅地にあり、平坦かつ区画整理されている事から、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も何ら関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われしますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

はい、それではこれから採決を致します。第2号議案の進行番号2について、賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、金ヶ瀬字土手下。地目台帳及び現況が畑です。面積が305㎡となっています。申請理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利の移転の別と致しまして所有権移転です。施設概要と致しましては居宅建築97.29㎡、駐車場4台。工事期間と致しましては、令和8年5月1日から令和8年12月31日までです。農地区分は第3種農地となっております。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はアイリスオーヤマ株式会社の国道4号線を挟んだ反対側の畑で、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われしますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。はい、事務局。

○事務局係長 はい。すいません補足がありまして、地図の方を見ていただいて該当地の北側の土地、該当地の半分くらいのサイズの土地ですね。ここも一帯でお家を建てるという申請でしたので、こちらに関しては雑種地でしたので農地転用の必要はなく、車の乗り入れもこちら側から行うものという事で、申請も来ていますので、補足させていただきます。以上です。

○議長 長 はい。そういう事でございますので、よろしくお願い致します。それでは皆さんから質疑はございませんか？(「なし。」の声あり。)

はい。なしという事で、これから採決を致します。第2号議案の進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・西部地区。申請地と致しましては、字新桜町。地目台帳及び現況が畑。面積が671㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、共同住宅を建築し経営する。権利の移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しましては、共同住宅建築204.54㎡、駐車場14台。工事期間と致しましては、令和8年4月30日から令和9年2月28日となっております。農地区分は第3種農地です。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は西桜1号公園南側の住宅地にあり、平坦かつ区画整理されている事から問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われしますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑がある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

なしという事で、これから採決を致します。第2号議案の進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号5・東部地区。申請地と致しましては、大谷字鷺沼入。地目台帳及び現況が田。面積が1,609㎡となっております。申請理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光発電設備を設置する。権利の移転と致しましては所有権移転です。施設概要と致しましては太陽光パネル136枚。工事期間と致しましては、許可後から令和8年10月31日となっております。農地区分は第2種農地です。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は山崎公園の近くで、平坦かつ区画整理させている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、問題ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当なしです。5、意見について。特に問題はないと思しますので、ご審議からよろしく願います。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願いします。無いですか？（「なし。」の声あり。）

はい。なしと認めまして、これから採決を致します。第2号議案の進行番号5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございますが、私に関連がありますので、進行を庄司会長職務代理にお願いしたいと思います。それではよろしく願います。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。第3号議案・進行番号1を上程します。また賃借人が同じため進行番号2、報告第1号・進行番号1も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号1・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しまして、金ケ瀬字沼西。地目台帳及び現況が田。面積が1,524㎡となっております。その外7筆ございまして、合計田8筆、面積が10,119㎡です。利用権設定の種類と致しましては賃借権設定。内容は水田利活用。借賃支払い方法と致しましては、金納反当あたり10,000円となっております。存続期間と致しましては、令和8年6月1日から令和18年5月31日の10年間です。利用権設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しましてこちら再設定案件となりまして、関連報告第1号・進行番号1も併せて説明させて頂きたいと思っております。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1・金ケ瀬地区。こちら賃貸人・賃借人共に同じなので省略させて頂きます。土地と致しましては、金ケ瀬字新紙敷83-1。地目台帳及び現況が田。面積が5,510㎡となっております。その外1筆ございまして、合計田2筆、面積が6,319㎡です。農地法第18条第1項ただし書きに該当する理由と致しましては、双方の合意により解約致します。土地の引き渡し時期は、令和8年5月31日となっております。

戻って頂きまして、こちらも続けて進行番号2も賃借人が同じですので、続けさせて頂きます。進行番号2・西部地区。利用権設定をする土地と致しましては、小山田字新館前。地目台帳及び現況が田。面積が497㎡となっております。その外7筆ございまして、合計田8筆、面積が4,464㎡です。その他進行番号1と同様ですので、こちら省略させて頂きます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明に入ります。担当地区が複数ありますので、金ケ瀬地区を鈴木委員お願いします。

○鈴木利弘委員 はい。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事できる事については問題ないと思っております。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思っております。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思われまます。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。続いて西部地区を坂口委員。

○坂口久雄委員 はい。進行番号2は、先ほど説明があった進行番号1と賃借人が同じく、調査内容も同等のため、省略させて頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ございません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決をします。第3号議案・進行番号1、2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成。第3号議案・進行番号1、2は許可相当と致します。それでは進行を議長に戻します。（会長、着席。）

○議 長 はい、ありがとうございました。それでは進行を交代致します。進行番号 3 を上程致します。また賃借人も同じでございますので、進行番号 4 も併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 3・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しましては、金ケ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が 1,045 m²となっております。その外 1 筆ございまして、合計田 2 筆、面積が 1,668 m²です。利用権設定の内容、利用権の種類と致しましては賃借権設定。内容は水田利活用。借賃支払い方法、金納反当あたり 10,000 円となっております。存続期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日の 10 年間。利用権設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして新規となっております。

続きまして進行番号 4・金ケ瀬地区。利用権を設定する土地と致しましては、金ケ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が 1,036 m²となっております。その他進行番号 3 と同じですので省略させていただきます。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「無いです。」の声あり。）

ございませんという事で、これから採決を致します。第 3 号議案・進行番号 3 と 4 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 4 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」でございます。進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 4 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号 1・西部地区。申請地と致しましては、字新東。地目台帳が田、現況が宅地となっております。面積が 585 m²です。非農地となった時期と致しましては昭和 62 年頃。申請人の理由と致しましては、当該地は昭和 62 年 2 月 20 日に新築された近隣店舗建物の駐車場として、同年同月より使用され現在に至っており、農地として復元する事は困難である。非農地証明の適用と致しまして、「農地法関係事務処理手引き（令和 7 年 6 月宮城県農業会議作成）」、「104 ページ、非農地判断、4. 判断基準、イ。ア以外の場合であって、その土地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事が出来ないと思込まれる場合」に該当致します。続きまして「105 ページ、非農地証明、3. 証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地

として利用される可能性がなく農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。その土地は昭和62年に新築された店舗の駐車場として利用され、20年以上経過しています。2、再び農地として利用される可能性がないか。現在も駐車場として利用されているので、農地に戻る事はありません。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。4号バイパス沿いにあり、商業目的には好立地条件の場所なので、非農地になった経緯は止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。非農地になった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われまますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

なしという事でございますので、これから採決を致します。第4号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しましては、字東原町。地目台帳が畑、現況が雑種地。面積が195㎡となっております。非農地となった時期と致しましては昭和58年頃です。申請理由と致しまして、当該地は昭和58年頃に宅地として購入され、昭和63年国土調査により畑へ地目変更されたが、平成5年より駐車場として利用され現在に至っており、農地して復元する事は困難であります。非農地証明の適用と致しましては、進行番号1と同様でありますので省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。昭和58年頃に宅地として購入され、昭和63年に国土調査によって畑として地目が変更されました。平成5年より駐車場として利用されて現在に至り、20年以上経過しています。2、再び農地として利用される可能性がないか。現在も駐車場として利用されており、農地に戻る事はありません。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。元々宅地として購入されておりますので、非農地になった経緯は止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。非農地になった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われまますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「無いです。」の声あり。）

これも無いという事で、これから採決を致します。第4号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に報告第2号「農地現状変更届について」進行番号1を上程致しますが、私に関連がありますので、進行を交代させていただきます。庄司会長職務代理をお願いします。(会長、退席。)

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。事務局をお願いします。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地現状変更届について」進行番号1・金ヶ瀬地区。該当地と致しましては、堤字南岸。地目台帳及び現況が田。面積が1,232㎡となります。届出が令和8年3月9日です。現状変更の理由と致しましては、当該土地について、ゆずの苗木を植えるため、20cm削土し、整備する。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。どなたか質疑・意見があれば承ります。ありませんか？(「ありません。」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで報告第2号・進行番号1を終わります。はい、それでは進行を会長に戻します。(会長、着席。)

○議長 長 はい。進行を交代致しまして、報告第3号「令和7年度農地利用意向調査結果について」上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。(報告第3号について、議案書を基に朗読説明。)

○議長 長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。無いですか？(「無いです。」の声あり。)

はい。無いという事でございますので、これで報告第3号を終わります。

次に報告第4号「令和8年度大河原町農業(労働・作業)標準料金表について」を上程致します。事務局お願い致します。

○事務局係長 はい。(報告第4号について、議案書を基に朗読説明。)

○議長 長 はい、ありがとうございました。いま事務局の方からあった様に、決めてから燃料高騰も色々ありますので、委託をした場合にはそれなりに相手方と相談して、上乘せするなり、現状で行くなりをして頂きたいという事でございます。説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は挙手をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい。2月の農業委員会に議案が挙げた時に、そこで皆さんに意見を聞きますけど、もう賃金評価が次の日とか時間がないところで聞いていますので、多分1カ月前とか2カ月前に一度これで諮って、みんなで意見を聞いて、事務局の資料等を集めてからの方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか？

○議長 長 はい、事務局。

○事務局係長 はい、検討させていただきます。次からはもうちょっと余裕のある様にさせていただきます。

○事務局次長 卓也委員のおっしゃる通りかと思えます。今回はその様な形でしたいと思います。

○高橋卓也委員 準備不足があったので、よろしくをお願いします。

○議長 長 はい。それでは次回からは、そういう風に検討していくという事でございますので、よろしくをお願いします。その他ございませんか？(「なし。」の声あり。)

無ければこれで質疑なしと認めまして、これで報告第4号を終わります。ありがとうございました。

次に協議事項の第1号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」でございます。事務局説明をお願いします。

○事務局係長 はい。(協議1について、資料を基に朗読説明。)

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から色々ご説明がありました。この前仙台の方で、農業委員会の会議もございましたので、この件について県の方からも「活動記録はまんべんなくやって頂きたい。」という事で行っていました。付け加えて報告致します。何か皆さんの方から質疑がありましたら、無いですか？(「無いです。」の声あり。)

無い様ですので質疑なしと認めまして、これで協議事項の第1号を終わりたいと思います。

それではその他に入りますが、皆さんの方から何かございますか？無ければこれで閉めたいと思いますが、よろしいですか？(「はい。」の声あり。)

はい、それではこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。


○事務局次長 はい、会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○会長職務代理者 はい、本日の案件は全て承認を頂きました。ありがとうございます。これで会議を終わります。ご苦労様でした。(「ご苦労様でした。」の声あり。)

午前11時00分 閉会

令和8年3月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市 

印

署名委員（1番委員） 小笠原 良 一

印

署名委員（2番委員） 角 田 真由美

印

令和8年3月 第3回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）